

協力医療機関との連携体制の構築について

令和6年度介護報酬改定に伴い、1年に1回以上、協力医療機関と入居者の急変時等における対応を確認し、当該医療機関の名称や取り決めの内容等を指定権者に届け出ることが義務付けられています。

□対象サービス

- ・（介護予防）認知症対応型共同生活介護
- ・地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護

□提出書類

- ・協力医療機関に関する届出書
- ・協力医療機関との協力内容が分かる書類（協定書の写し等）

□提出期限

各年度の2月末まで

□その他留意事項

- ・対象サービスの事業所は、必ず1年に1回は届出書を提出してください。
- ・地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護においては、協力医療機関を確保できていない場合は、経過措置の期限内（令和9年3月31日まで）に確保するための計画を届け出る必要があります。なお、当該届出書の提出に関して経過措置期間はありませんのでご注意ください。
- ・協力医療機関や協力医療機関との契約内容に変更があった場合には、速やかに本届出の再提出を行ってください。また、協力医療機関の変更がある場合は、併せて「変更届出書」の提出が必要です。